

○岸和田市開発審査会条例施行規則

平成14年3月22日規則第9号

改正

平成17年7月29日規則第43号

平成21年3月30日規則第17号

岸和田市開発審査会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市開発審査会条例（平成14年条例第3号）第7条の規定に基づき、岸和田市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審査会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ会議事項及び期日を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第3条 会議録には、会長及びその指名する2人以上の委員が署名しなければならない。

(審査会事務局)

第4条 審査会の事務局は、まちづくり推進部建設指導課に置く。

(組織)

第5条 事務局に、市長が命じる幹事及び書記をそれぞれ若干人置くものとする。

2 幹事は、会長の指揮を受けて会務を整理する。

3 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月29日規則第43号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。